

# 第 1章 :計画の基本的事項

1.計画改定の基本的な考え方

2.計画の位置づけ

3.計画の期間及び対象範囲

4.対象とする温室効果ガス

5.温室効果ガス排出量の算定

## 1. 計画改定の基本的な考え方

今日の地球環境問題、とりわけ、地球温暖化問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生産様式の見直しを迫るものであり、これらの対策に向け長期的・継続的に地球温暖化の原因物質である二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制していかなければなりません。

本市は、平成7年9月に「仙台市地球温暖化対策推進計画」を策定し、二酸化炭素の排出抑制のための各種施策を推進してきたところですが、平成9年(1997年)12月の気候変動枠組条約第3回締約国会議で採択された「京都議定書」の趣旨などを踏まえ、本市の今後の地球温暖化対策をさらに推進するため、計画を改定することとしました。この計画では、これまでの二酸化炭素に加え、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の6物質の温室効果ガスの削減目標及びその目標を達成するための取組内容を定め、その中でも重点的に取り組むべき対策についてはその重点化を図り、地球温暖化対策を総合的・計画的に実施していきます。

本計画における温室効果ガスの排出削減目標については、国レベルにおける削減量から市民一人ひとりに適切かつ公平に分担する削減量を算出し、今後の技術開発の動向も踏まえ、一層の努力により達成が可能と見込まれる数値を設定しました。

また、市民・事業者・行政の協働による取組の推進を図るため、温室効果ガスの排出状況や自主的な行動の進捗状況を点検・評価し、より効果的に推進するための進行管理の仕組みについても示しました。

さらに、大規模な事業者・消費者である仙台市が、自ら率先して本市の事務事業などに伴い排出される温室効果ガスの排出を抑制するため、本市組織において排出する温室効果ガスの削減の数値目標とその目標を達成するための具体的な取組を定めました。

## 2. 計画の位置づけ

本市では、「仙台市環境基本条例」(平成8年3月制定)第8条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市の環境基本計画として「杜の都環境プラン」を平成9年3月に策定しています。杜の都環境プランでは、目指すべき都市像の一つとして「環境負荷の少ない循環型の都市」を掲げ、その実現に向けて二酸化炭素の排出抑制のための定量目標を定めていることから、本計画を杜の都環境プランを実現するための個別計画として位置づけます。また、本計画の第7章「地球温暖化対策実行計画」は、市自らの事務事業に伴う温室効果ガス排出抑制対策を行う計画として、「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)」第8条第1項に基づく実行計画と位置づけます。

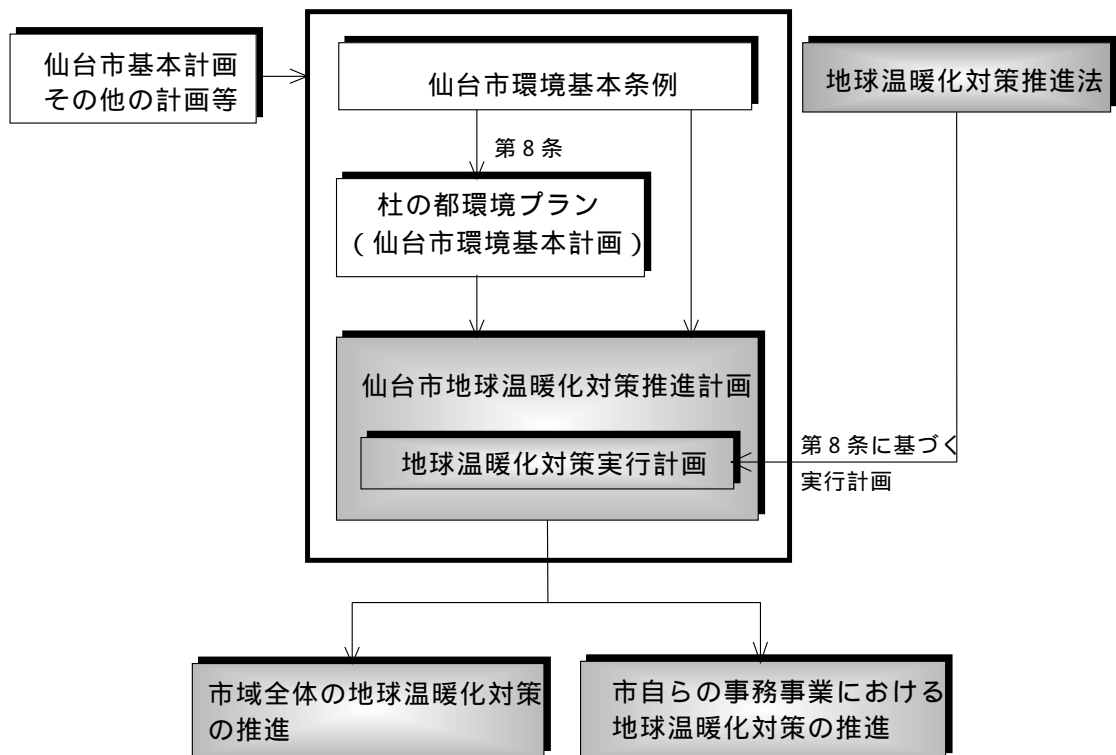


図1.2.1 計画の位置づけ

### 3.計画の期間及び対象範囲

本計画は、「杜の都環境プラン」との整合性を図る意味から計画期間を平成14年度（2002年度）から平成22年度（2010年度）までとし、対象範囲は本市域とします。

### 4.対象とする温室効果ガス

本計画は、地球温暖化対策推進法第2条第3項に規定されている次の6種類の温室効果ガスを対象とします。

二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)  
メタン (CH<sub>4</sub>)  
一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)  
ハイドロフルオロカーボン (HFC)のうち政令で定めるもの  
パーフルオロカーボン (PFC)のうち政令で定めるもの  
六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>)

ただし、排出量の把握が極めて困難である場合は対象から除くものとします。

### 5.温室効果ガス排出量の算定

本計画における温室効果ガスの総排出量は、地球温暖化対策推進法施行令（平成11年政令第143号。）に基づき定められる排出係数及び地球温暖化係数を用い、二酸化炭素排出量に換算して算定します。

温室効果ガス排出量の算定のための計算式

$$\text{(各温室効果ガス排出量)} = \{ \text{(活動量}^1) \times \text{(排出係数}^2) \}$$

$$\text{(温室効果ガス総排出量)} = \{ \text{(各温室効果ガス排出量)} \times \text{(地球温暖化係数}^3) \}$$

1 活動量：各種燃料の使用量、自動車の走行距離 など

2 排出係数：当該燃料、距離などの1当該単位当たりの活動に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量で毎年度、政令で定める係数

3 地球温暖化係数 (GWP)：温室効果ガスの物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数

(参考) 仙台市地球温暖化対策推進計画の構成

